



指令第960号
令和3年5月19日

青森県知事 三村 申吾



行政文書不開示決定通知書

令和3年5月17日付けで請求のあった行政文書の開示については、青森県情報公開条例（以下「条例」という。）第11条第2項の規定により、次のとおり行政文書を開示しないことと決定したので通知します。

1 開示請求をした行政文書の名称	<ul style="list-style-type: none"> 青森県内の新型コロナウイルスの累計感染者数1,952名（令和3年5月16日現在）が新型コロナウイルスに感染したという科学的根拠のあるエビデンス。 青森県内の新型コロナウイルス感染症の死亡者27名（令和3年5月16日現在）は新型コロナウイルスが死因であるという科学的根拠のあるエビデンス。
2 開示請求に係る行政文書として特定した行政文書の名称	
3 行政文書を開示しない理由	条例第7条第 号該当 （理由） 当該開示請求に係る行政文書を保有していない。
4 開示することができる期日及び範囲（注）	年 月 日 （範囲）
5 担当課（室・所）	保健衛生課 電話番号 017（734）9213
6 備考	

教示

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、青森県知事に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、青森県を被告として（青森県知事が被告の代表者となります。）、提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

注 この欄は、開示しない保有個人情報について、将来、開示することができる期日が明らかである場合に記入してありますので、当該保有個人情報の開示を望むときは、記載されている期日以降に改めて開示請求をしてください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。